

No.	該当頁	対象条項	取組内容	質問・疑問事項等	市の回答
1	1	第9条	地域版防災マップの作成	市のホームページに掲載していることを記載してはどうでしょうか。	地域版防災マップについては、ご指摘のとおり市ホームページに掲載し、防災意識の高揚に努めています。 なお、【資料3】は、審議資料としてあくまでも主な施策や制度等を例示的に挙げたものであり、ご指摘の点を記載しておりませんが、今後もより一層取り組みを進めてまいります。
2	1	第9条	避難行動要支援者制度	これは市民が発信した情報の共有という問題ではなく、「危機管理」の項目で整理すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり、避難行動要支援者制度については、危機管理(第45条)においても記載しています。 本条では、区・自治会が役員間で避難行動要支援者名簿を共有し、共助の取り組みを進める観点から記載しています。
3	1	第9条	避難行動要支援者制度の運用状況	H28年からR4年で、名簿登載者・情報共有同意者が減っているのはなぜでしょうか。(理由がわかれば教えてください。)	名簿登録者数が減少傾向にあるのは、転出等や施設に入所したことにより登録が抹消されたことが主な要因です。情報共有同意者も減少していますが、H28年(56.8%)とR4年(62.7%)を比較しますと同意者割合は増加しており、一歩ずつ同意確認を進めた結果であると考えています。
4	2	第10条第1項	総合計画の広報	第4次総合計画後期基本計画にあたっては「未来まちづくりミーティング」が開催されていたようですが、第5次総合計画については開催されないのでしょうか。	第5次総合計画によるまちづくりの理念は、SDGsが目指す理念と通ずるほか、目標年次もほぼ同時期であるなど相互に共通していることから、第5次総合計画は、SDGsと一体的に取り組みを進めます。 ご指摘のタウンミーティングの開催は現時点では予定しておりませんが、現在「わたしのSDGs宣言キャンペーン」を展開しており、小学生の授業のほか、市民ワークショップや企業セミナーの開催など、自分事として身近に取り組めることに気づき、実践する取り組みの普及啓発を通じ、まちづくりに関わる市民の裾野を広める取り組みを行っています。
5	2	第10条第1項	総合計画説明会の開催	意見交換会では活発な意見が交わされていたのでしょうか。	地区別と世代別に分け全7回開催し、各回30人を定員として90分間の意見交換を実施しました。地域コミュニティ、認知症対策等の福祉施策や、待機児童対策等の子育て支援のほか、交通、都市整備、行財政改革、環境衛生など、すべての分野において全94項目の意見をいただき、施策推進を図りました。

No.	該当頁	対象条項	取組内容	質問・疑問事項等	市の回答
6	3	第10条第1項	政策広報	広報媒体の多様化・デジタル化を進めているようで良いことと思いますが、前期にあった「暮らしのガイドブック」は改訂しなかったのでしょうか。	公民連携で広告費により作成していた「暮らしのガイドブック」は、平成29年度に第2版を発行しましたが、冊子型では行政情報の更新が困難なため、改訂を行っていません。従いまして、リアルタイムにホームページのリニューアルやLINEなどのデジタル広報媒体の活用や、広報誌のリニューアルにより情報発信の強化に取り組んでいます。
7	3	第10条第1項	オープンデータ	課題解決のアイデアの募集と採用状況等があれば教えてください。	平成28年以降、毎年東京大学大学院が主催するオープンデータを活用して地域課題を解決するコンテストに参加しています。これまで、例えば、防災、交通、定住人口などの地域課題に対し、学生グループから解決に向けた提案がありました。コンテストでの表彰には至っておりませんが、市では提案を取り入れインターンシップの拡充に取り組むなど施策の推進に活用しています。
8	3	第10条第1項	オープンデータ	チャレンジオープンガバナンスへの参加は、デジタル戦略にとどまらない意義があるように思いますがどうでしょうか。	ここでは、情報の適時・適切な公開・提供を規定した本項の取り組みとして、オープンデータの推進を主な取り組みとして挙げています。その取り組みの一環としてデジタル戦略課が窓口として進めるチャレンジオープンガバナンスの取り組みを記したものであり、ご理解ください。
9	4	第10条第2項		第10条関係では、議会の情報公開・提供について触れる必要があるのではないのでしょうか。(手話を含む多言語対応)	ご指摘のとおり、議会では本会議や委員会での傍聴に際し、手話や要約筆記のサービスなど、本項に関係する取り組みを行っています。なお、【資料3】は、審議資料としてあくまでも主な施策や制度等を例示的に挙げたものであり、ご指摘の点を記載しておりませんが、開かれた議会の推進に向け、今後より一層取り組みを進めてまいります。
10	4	第10条第2項	多文化共生の取組み	この間、多言語化対応が進んだようですが、三田市の現況、将来構想のなかで、外国人住民の増減はどのように位置づけられているのでしょうか。	総人口が減少する一方で、外国人市民は増加傾向にあり、令和2年には初めて総人口の1%を超えました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限などの影響で、令和3年度末は微減となりましたが、今後労働者をはじめとした外国人の増加が見込まれます。

No.	該当頁	対象条項	取組内容	質問・疑問事項等	市の回答
11	5	第10条第2項	意思疎通支援等の充実	市登録意思疎通支援者は実際にどこでどのくらい活躍されているのでしょうか。	個人や団体が意思疎通支援者を必要とする場面において、市登録意思疎通支援者(手話通訳者、要約筆記者)を派遣しています。令和3年度においては、コロナ禍における行事自粛等があったものの、派遣件数としては、手話通訳者 301件、要約筆記者58件となっています。依頼先としては、個人派遣では医療関係が最も多く、団体派遣では、各種行事等への派遣が多くなっています。
12	5	第10条第2項	意思疎通支援等の充実	「ユニバーサル」広報の動画による市政情報の提供は具体的にどこで行われたのでしょうか。(配信なのでしょうか、それ以外なのでしょうか。)	動画サービスのYouTubeを活用した市公式チャンネルに掲載するとともに、市ホームページやフェイスブックで動画配信をお知らせしています。
13	5	第11条	個人情報の請求件数	前期から今期にかけて、個人情報の請求件数が著しく減少している要因は何でしょうか。	同一人による頻回な請求件数が減少したことに加え、本制度を利用せず、担当課で積極的に情報提供をしていることが考えられます。
14	6	第14条	コミュニティ懇話会の提言	「コミュニティ懇話会」について説明してください。	別途資料1ページをご参照ください。
15	6	第14条	コミュニティ懇話会の提言	「市民と行政に対し提言を行った」とありますが、職員が市民を斡旋する形で行われたのでしょうか、それとも市民の懇話会にサポートとして回り、行われたのでしょうか。	協働推進課職員がコミュニティ懇話会の事務局を担い、成熟の時代の地域コミュニティのあり方等について自由闊達に意見交換いただいた概要を市民と行政に向けた報告書として公表しました。
16	6	第14条		前回、各種補助金の整理統合、包括的な交付金制度の検討が課題とされていましたが、どうなったのでしょうか。	市民活動支援については、協働事業提案制度の改善・拡充による整理統合を目指しています。地域活動に対する交付金の包括化については、地域団体側の計画づくりや内部統制の推進、地域福祉、防災や行政事務と地域との関り等について行政内部での課題整理に取り組んでいます。

No.	該当頁	対象条項	取組内容	質問・疑問事項等	市の回答
17	6	第15条第1項		5年前の検証時と比べ、記述が大幅に減っているのはなぜでしょうか。	記述の減少は、「所管課」欄に記載のとおり、第三者機関である「市政への市民参加推進委員会」により毎年度検証いただく項目を中心に挙げたことによりですが、以下に記載のとおり、取組内容が減少したものではありません。 なお、前回に記載のあった「学生のまちづくりワークショップ」は運営主体を学生団体に移行したほか、「学生アンケート」は成人式やコロナ禍での学生支援におけるアンケート等に手法を変えて定期的実施、「高校生議会」は毎年度継続して開催、「住まいるチームによるシティセールス活動」は移住相談窓口「さんだ住まいる」などより重厚に移住施策に参画、「地域元気ミーティング」は令和2年度に実施するなど、【資料3】に記載しておりませんが、今後も市政への積極的な市民参加を促進してまいります。
18	7	第16条	計画等の策定時の市民参加	総合計画は本条例にとって重要な計画だと思うので、第5次総合計画策定に際し、どのように市民参加を図ったのかをまとめた資料の提供をお願いします。	別途資料5ページをご参照ください。
19	7	第16条	計画等の策定時の市民参加	第16条及び第17条の条文には「市長等は」とあり、第17条の主な取組内容(計画等の策定時の市民参加)では、「市長や教育委員会などが」とありますが、違いはありますか。	いずれも執行機関を表しており、両者に違いはありません。
20	8	第20条	まちづくり協議会への支援	現在ある18のまちづくり協議会全てが、ふるさと地域交付金を利用しているのでしょうか。	全てのまちづくり協議会が、ふるさと交付金を利用しています。
21	9	第21条	中間支援	R4年度より注力しているプラットフォーム機能とは具体的に何でしょうか。	従来、市民活動推進プラザの持つプラットフォーム機能は、市民活動の相談や研修等通じたテーマ型市民活動の性格が強く、地縁型市民活動のプラットフォームには不十分な状態でありました。今年度からアウトリーチの手法により地縁型団体を巻き込みプラットフォームを一つとして機能充実を図り、テーマ型団体と地縁型団体をつなげ地域課題の解決を図っていかようとしています。

No.	該当頁	対象条項	取組内容	質問・疑問事項等	市の回答
22	9	第22条	協働事業提案制度リニューアル	応募5件に対し採択1件であった理由にはどんなことがあげられるのでしょうか。	旧協働事業提案制度は、市民活動と市行政所管課との協働を進める制度であり、プレゼンテーションを踏まえた審査の結果、提案内容が行政との協働に馴染まなかったことが不採択の大きな理由です。今年度、協働の相手側を行政に限らないように課題改善を行い募集を行ったところ10団体が応募し、うち9団体が採択となっています。
23	12	第35条	横断的な連携	実際に横断的な連携に至っている政策を教えてください。	重要課題に対して本部会議を設置しています。具体的には、行財政構造改革、働き方改革、公共施設マネジメント改革、新型コロナウイルスワクチン対策、スマートシティ推進、移住・定住推進、内部統制などが主な例として挙げられます。
24	12	第36条	政策法務支援業務	下記の外部委託者の具体的な内容をお教えてください。 ・R2年度から職員のリーガルマインドの向上を図るとともに、リスクを回避・軽減するための予防法務に関する意識を醸成するため、弁護士(外部委託)による政策法務支援業務を開始した。	主に以下の内容を1か月につき3回、1回につき4～5案件程度、委託している弁護士法人在籍の担当弁護士に相談を実施しています。(都度個別相談もあります。) ①施策や事業を検討、実施するうえで課題がある案件 ②重要施策・事業 ③条例・規則・規程・要綱・基準の新規制定・改正を伴う事業・制度 ④重要な個別契約や協定等 【昨年度の利用活用例】 ・三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例の新規制定について ・市有財産の民間活用にあたっての財産処分手法について ・ネーミングライツに係る包括協定書について
25	13	第37条第3項	行政財産目的外使用等及び有料広告の拡張	下記の当該内容をお教えてください。 ・市が保有する土地において、収益が見込まれるものについては、公募や地域のニーズによる貸付けを行っている。 ※貸付件数18件(R4年4月1日時点) ・R4年度からは、ネーミングライツ、封入広告、公用車掲示広告等の実施に取り組んでいる。 ・未利用普通財産を有料広告に活用できるよう、土地台帳の整理を行うとともに収益が見込まれる土地の候補を選定している。	・別途資料9ページをご参照ください。 ・ネーミングライツの導入については企業ニーズを調査し、スポンサーメリットを高める工夫を行ったうえで、対象物件の抽出や公募の方法等を検討しています。また、封入広告は封筒への印刷広告に変更し、公用車掲示広告とともに、8～9月にかけて市ホームページや広報誌で公募します。 ・未利用地について土地台帳を整理し、立地や面積等の条件により賃貸・売却の可能性のあるもののリスト作成作業を進めています。

No.	該当 頁	対象 条項	取組内容	質問・疑問事項等	市の回答
26	16	第47条	他の自治体等との連携・協力の状況	第47条の主な取組内容に記載ある「広域連合」とは、「関西広域連合」ではないですか。	地方自治法第284条第1項に規定する「広域連合」をいい、ここでは、ご質問の都道府県による関西広域連合よりも、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定に基づき設置、市が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合を指しています。